

無料

～健康は健口(けんこう)から～

先着490名限定

訪問歯科健診

この事業は、横浜市の令和2年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

《事業実施期間》

令和2年9月1日～令和3年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者のADL（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上で
要介護3以上*の方

※ 要支援1・2、要介護1・2の方は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に本事業の対象となります。



・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けていない方

◇内容：歯科医師による歯科健診&歯科衛生士による歯科保健指導

※ 診療・治療は、本事業の対象外です。

◇自己負担：**無料**

◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書（裏面）に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。



「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は
港北区在宅歯科相談室

電話：045-543-5510 FAX：045-543-5510



－在宅要介護者訪問歯科健診事業－
横浜市・（一社）横浜市歯科医師会

